

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準により診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

- 当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。
また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援、身体拘束最小化、及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 当院の入院料について

- HCUにおいて、ハイケアユニット入院医療管理料1を届出しており、常時入院患者さん4人に対して1人以上の看護師を配置しております。
- 4階病棟、5階病棟、6階病棟及び7階病棟において、急性期病院B一般入院料を届出しており、日勤・夜勤合わせて入院患者さん7人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置しております。なお、各病棟における看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては、各病棟毎に詳細を揭示しておりますのでご参照下さい。 また、入院患者さん25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- 3階病棟において、回復期リハビリテーション病棟入院料1を届出しており、日勤・夜勤合わせて、入院患者さん13人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置しております。なお、当該病棟における看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては、当該病棟に詳細を揭示しておりますのでご参照下さい。また、入院患者さん30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

4. DPC対象病院について

- 当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC対象病院」となっております。
※医療機関別係数 1.5543
(基礎係数 1.0583 + 機能評価係数Ⅰ 0.3691 + 機能評価係数Ⅱ 0.0948 + 救急補正係数0.0321)

5. 九州厚生局長への届出事項

- 入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕方については18時以降)、適温で提供しております。また、予め定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューからお好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。なお、選択食Bを選ばれた場合は、1食につき22円(税込)が加算されます。

- 基本診療料の施設基準等に係る届出

電子的診療情報連携体制整備加算2	患者サポート体制充実加算	ハイケアユニット入院医療管理料1
一般病棟入院基本料(急性期病院B一般入院料)	重症患者初期支援充実加算	ハイケアユニット入院医療管理料1注4に掲げる
臨床研修病院入院診療加算(※)	呼吸ケアチーム加算	早期栄養介入加算
救急医療管理加算	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	回復期リハビリテーション病棟入院料1
超急性期脳卒中加算	排尿自立支援加算	入院時食事療養(Ⅰ)
診療録管理体制加算1	一般名処方加算(※)	食堂加算(食事療養)
医師事務作業補助体制加算2(20対1補助体制加算)	病棟薬剤業務実施加算1	
急性期看護補助体制加算1(25対1)	データ提出加算2及び4(イ)(※)	
看護補助者5割以上	入退院支援加算1(イ)	
急性期看護補助体制加算1(充実加算)	上記に係る地域連携診療計画書加算	
看護職員夜間配置加算(12対1配置加算1)	上記に係る告示注7入院時支援加算	
電子的診療情報連携体制整備加算1	認知症ケア加算3	
看護・多職種協同加算	せん妄ハイリスク患者ケア加算	
5級地地域加算(※)	精神疾患診療体制加算	
療養環境加算	地域医療体制確保加算	
リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算		
栄養サポートチーム加算		
口腔管理連携加算		
医療安全対策加算1(医療安全対策地域連携加算1)		
感染対策向上加算1	(※)・・・届出が不要となっている施設基準	
上記に係る指導強化加算		

- 特掲診療料の施設基準等に係る届出

外来栄養食事指導料の注3に規定する基準	大腸CT撮影加算(※)	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する	外来化学療法加算1	植込型心電図記録計移植術(※ペ)
遠隔モニタリング加算	無菌製剤処理料	植込型心電図記録計摘出術(※ペ)
二次性骨折予防継続管理料1	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	大動脈パルーンパンピング法(IABP法)
二次性骨折予防継続管理料2	上記に係る初期加算	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)
二次性骨折予防継続管理料3	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
がん性疼痛緩和指導管理料	上記に係る初期加算	膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術
外来腫瘍化学療法診療料1	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(※)	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
がん患者指導管理料Ⅰ	上記に係る初期加算(※)	上記に係る内視鏡の手術用支援機器を用いるもの
がん患者指導管理料ロ	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
地域連携小児夜間・休日診療科の注2	上記に係る初期加算	上記に係る内視鏡の手術用支援機器を用いるもの
地域連携夜間・休日診療科の注2	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に
及び救急外来医学管理料の注7に	上記に係る初期加算	掲げる手術(※)
規定する院内トリージ実施体制加算	がん患者リハビリテーション料	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に
救急外来医学管理料1及び同注3に	集団コミュニケーション療法料	掲げる手術(胃瘻造設術)
規定する救急外来緊急検査対応加算1	硬膜外自家血注入	輸血管理料Ⅱ
開放型病院共同指導料(Ⅰ)(Ⅱ)	人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)	人工肛門・人工膀胱増設術前処置加算
薬剤管理指導料	上記に係る導入期加算1	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
地域連携診療計画加算	上記に係る透析液水質確保加算	麻酔管理料(Ⅰ)
医療機器安全管理料1	及び慢性維持透析濾過加算	保険医療機関間の連携による病理診断(※)
救急患者連携搬送料	上記に係る下肢末梢動脈疾患指導管理加算	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による
検体検査管理加算(Ⅳ)	腎代替療法診療体制充実加算	術中迅速病理組織標本作製
心臓カテーテル法による諸検査の	ストーマ合併症加算(ストーマ処置)	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による
血管内視鏡検査加算	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	迅速細胞診
ヘッドアップティルト試験	緊急穿頭血種除去術	定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価(0.19円)
長期継続頭蓋内脳波検査	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む)	小型ボンベに係る酸素の単価(2.36円)
神経学的検査	及び脳刺激装置交換術	看護職員処遇改善評価料
前立腺針生検法	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)	乳がんセンチネルリンパ節加算2	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5
画像診断管理加算1	及びセンチネルリンパ節生検(単独)	入院ベースアップ評価料146
コンピューター断層撮影(CT撮影)	経皮的冠動脈形成術(※)	継続的に質上げに係る取組を実施している
(16列以上64列未満)	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)	保険医療機関の基準
磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)	(アテローム切除アブレーション式血管形成術用	(※)・・・届出が不要となっている施設基準
(1.5テスラ以上3テスラ未満)	カテーテルによるもの)	(※ペ)・・・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換
冠動脈CT撮影加算	経皮的冠動脈ステント留置術(※)	術の届出を行っていることにより、届出が不要
心臓MRI撮影加算	経皮的中隔心筋焼灼術	となっている施設基準。
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	(※特)・・・特定集中治療室管理料の届出を行っている
		ことにより、届出が不要となっている施設基準

6. 明細書の発行状況に係る事項

- 当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。 なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

7. 保険外負担に係る事項

- 当院では、特別の療養環境を提供する病室に入院された場合や、各種診断書料等につきまして
応じた実費のご負担をお願いしております。(詳細は、別表を揭示しておりますのでご参照下さい。)